

# 佐倉歩兵第二連隊の形成過程

宮地正人

The Process of the Formation of the Second Sakura Infantry Regiment

はじめに

- ① 佐倉への第二連隊の統合過程
- ② 佐倉連隊兵營の建設
- ③ 佐倉連隊区司令部の成立過程  
おわりに

## 【論要旨】

二〇〇六年七月九月に予定されている「佐倉連隊とその時代」展では、確実な史料に基づいた実証的な基礎データが第一に求められる。満州事変以降、一九四五年の敗戦迄は各種の文献があり、その根拠となる史料も豊富であるが、特に日清戦前期においては、一九八八年に旧軍関係者によって編纂された『水戸第二連隊史』しか、通史を知る手掛かりがなく、あらためて、第一次史料（特に「陸軍省日誌」）をふまえた通史の確認が必要となっている。また併せて、昭和期徴兵・在郷軍人会・予備役後備役全体を統轄していた佐倉（千葉）連隊区司令部が、佐倉連隊形成の中で、如何に組織されていったのかを明かにする必要がある。

右のような緊要な課題に関し、本論文では次の三点を明確にした。

第一、明治六年の徴兵令施行より、明治十七年六月、三ヶ大隊が佐倉兵營に結集するまでの具体的過程を説明した。第二連隊の形成には、明治七年の台湾出兵と明治十年の西南戦争、そして明治十五年から十六年にかけての海外派兵を目的とした軍拡政

策が直接に影響していることを明らかにした。また、明治七年八月に臨時徴集された嘉永二・三・四年生まれの徴集兵が翌年には後備兵となり、明治十年には実際に西南戦争に出兵していること、明治十七年の第二大隊の宇都宮から佐倉への移転は、日本全体の軍拡の動向の中で起きた事態であることを実証した。

第二、徴兵軍隊の形成は、軍隊訓練の場の形成と連動していることを押さえた上で、第一大隊、第三大隊、連隊本部の建物落成時点及び射撃場の造成と旧士族住宅の強制撤去の相関関係を明確にした。

第三、当初、各町村の戸長・戸長役場の協力体制のもとで徴集業務を遂行しようとしていたが、明治十一・十二年に当初構想が破綻し、当初想定されていなかった後備軍統轄機関が徴兵事務に関与しはじめ、明治二十年代に、連隊区司令部として組織的に完成する事実を佐倉連隊形成に即して明らかにした。

## はじめに

本論文の目的は、これまで年表風な記述しか存在しなかった明治前期の佐倉第二連隊の形成過程を、特に歩兵連隊への現役兵供給が、どのような政治的・行政的構造のもとで可能になっていったかに焦点を当てながら考察しようとするものである。この形成過程が完了したことが、日清戦争の開始を始めて可能にしたのであった。

### ① 佐倉への第二連隊の統合過程

#### 1 徴兵令の実施

佐倉での三ヶ大隊から構成される歩兵第二連隊なるものは、一八七三（明治六）年一月の徴兵令発布によって直ちに出来あがったものではない。その形成過程は、明治初年の内乱に備えた国内むけ軍隊から明治一〇年代半ばの対外戦争に備えた海外派兵軍隊への転換過程と見事に対応していたのである。

一八七二（明治四）年八月、廢藩置県直後の段階では土族軍隊（以下壯兵という）が東京、大阪、鎮西（熊本）、東北（仙台）の四鎮台に結集して内乱勃発に備えていた。一〇ヶ大隊の守る東京鎮台の直接管轄地域は関東地方と伊豆・甲斐・駿河の一ヶ国であった。また新潟には羽前・越後・佐渡・越中四ヶ国を管する第一分営（一ヶ大隊）が、上田には信濃一國を管する上田分営（二ヶ小隊）が、名古屋には遠江・三河・尾張・美濃・飛騨・伊勢・伊賀・志摩八ヶ国を管する第三分営（一ヶ大隊）が配備されていたのである。

従って、一八七二（明治五）年における東京鎮台管轄地域内の兵の

移動・配備は総て壯兵によるものであった。常陸の不平士族を警戒するため、一八七二（明治五）年七月二〇日、東京鎮台歩兵の内、宇都宮營所第七大隊のなかから二ヶ小隊が水戸城への派遣を下命され、同月二六日に同地に到着する。だが翌暁二時出火、土蔵を除く城内の建物総てが炎上し、放火犯として翌八月、巨魁酒泉直・藤田任・三木左太夫の三名及び党与八名が捕縛される。法的に水戸城に東京鎮台第四分営が設置されたのは、八月五日の太政官布告によってである。<sup>(3)</sup>

但し、徴兵令の施行が予定より早く進んだためであろうか、一八七三（明治六）年三月七日には、水戸分営配備二ヶ小隊の内一ヶ小隊が宇都宮營所に帰營<sup>(4)</sup>、残りの一小隊も同年一月には宇都宮營所に戻り、兵のいなくなった水戸分営は茨城県に預けられることとなった。<sup>(5)</sup>

一八七三（明治六）年一月一〇日に布告された徴兵令は、日本の総石高三二二万石に対する高割りで全国から一〇五六〇人を徴兵し、数年計画（各鎮台での徴兵開始年が異なるために三ヶ年より永くなる）で常備軍平時三一六八〇名、戦時四六三五〇名を確保しようとするものであった（この過程で壯兵を解消する計画である）。前日に示された六鎮台表では、東京鎮台には東京・佐倉・新潟に營所が設けられ、東京に歩兵第一連隊が、佐倉に歩兵第二連隊が、新潟に歩兵第三連隊が常置される予定となっていた。佐倉連隊の徴兵区は木更津・印旛・新治・茨城・宇都宮（下野国のうち芳賀・塩谷・那須・河内の四郡を管する）の五県、石高では二五一万石の地域である。なお第一連隊は東京・神奈川・埼玉・入間・足柄・静岡・山梨の各県から、第三連隊は新潟、柏崎・群馬・栃木・長野・相川の各県から徴兵することとされた。ただし、歩兵以外の騎砲工輜重兵は第一管区全域から徴兵するのである。

では、一八七三（明治六）年の徴兵過程を具体的に追ってみよう。この年の徴兵は東京鎮台のみで施行された。その管区は関東地方に足柄・静岡・山梨・新潟・柏崎・相川・長野（いずれも明治六年当時の県名、

県域は現在とは異なる)の七県を加えた総石高は七三七万石の地域である。この地域で一五〇〇石に一名の割合いで徴員し、四九〇〇余名を得た後、籤で常備兵二三〇〇名、補充兵九七〇名を確保しようというものであった(結果的には常備兵二〇七一名、補充兵六八八名となった)。徴兵使が将来の第二連隊兵卒候補を徴員するため該当する五県を巡回したのが三月一五日より四月一日の間であり、東京鎮台管下の入営時期は、徴兵令の規定では四月二〇日より五月一日迄に入営、ということになっていたが、この年に限り六月一日より一〇日迄に入営すべしと関係府県に達せられた。

このようにして徴兵された者達は、歩兵・騎兵・砲兵・輜重兵と兵科に分けられ、入営場所として東京は歩兵一大隊と騎砲工輜重兵、佐倉と新潟の営所及び高崎・宇都宮の分営は歩兵半大隊(一大隊平時六四〇名)づつと指示された。しかし、佐倉の一大隊分の兵営はこの当時新築最中なので、入営することは出来ない場合には東京に召集すること、と但し書が付されていた。

といっても、一八七三(明治六)年に徴兵された現在の千葉地域の青年が総て東京に召集された(このため東京の歩兵第五大隊は五月一四日、歩兵第一連隊と改称された)という訳ではない。宇都宮の第七大隊の分営にも入っているのである。例えば、この年の六月二九日に宇都宮分営から香取郡津浦村の久古新蔵、同郡飯田村の林清七、海上郡荒野村の渡辺松五郎の三名が脱走している。他方、同じ年の六月一〇日、東京の第一連隊から印旛郡押付新田の石塚浅次郎が、一月二三日には武射郡板中新田の古川作次郎が脱走している。徴兵実施段階の明治六年前半では香取・海上両郡は新治県、印旛郡は印旛県、武射郡は木更津県の管轄だったので、一八七三(明治六)年六月の入営は、木更津・印旛両県の徴兵は東京に、新治・茨城・宇都宮三県の徴兵は宇都宮に入営ということになっていたのかも知れない。

あと一つ、一八七三(明治六)年の徴兵に関し述べておかなければならないことは、被徴兵者の年齢問題である。各町村は、二〇歳を指示されたので、かぞえて二〇歳、つまり一八五四(安政元)年寅年生れの青年の名簿を作成していた。しかし陸軍省の年齢計算は満二〇歳でおこなっていたのである。仕方がないので、東京鎮台管区では、一八七四(明治七)年には、丑年生れ、つまり一八五三(嘉永六)年生れの青年を、七五(明治八)年には子年生れ、つまり一八五二(嘉永五)年生れの青年を徴兵することとなる。正常に戻るのには、ようやく一八七六(明治九年)の徴兵検査の時となるが、この年の徴兵対象青年は一八五五(安政二年)二月一六日より五六(安政三)年二月一五日に生れた者と決められたので、一八五五年一月一日より二月一五日の間に生れた者は徴兵対象から洩れてしまうこととなった。この不具合を回避するため、一八七五(明治八)年四月一三日、右の期間に生れた青年を対象として、この年の徴兵定員を補充すべく追加徴募の手続きがとられることとなったのである。

明治初年は、未だ陸軍の創成期であり、布告で公布されたことも、容易に変更されていった。六管鎮台表(明治六年一月九日制定)では、歩兵第三連隊の営所は新潟、その分営が高崎となっていたが、冬期、三國峠の交通が杜絶することを憂慮した東京鎮台は、一八七四(明治七)年二月五日付で、第二連隊創設に関連させ、高崎には第二連隊より一大隊を配備し、佐倉にも一大隊を分屯させ、高崎・佐倉の中間地宇都宮を佐倉にかえて営所所在地として連隊本部を設置したらどうか、との伺いを陸軍省に提出する。具体的には、高崎の第九大隊を第二連隊第二大隊と改称し、また宇都宮の第七大隊を第二連隊第一大隊、東京から佐倉に移る予定部隊を第二連隊第三大隊とする目論見を立てていたのである。しかし、この案にどこか都合があったのだろう、三月二三日付の伺書では、高崎は独立大隊の俣とし、佐倉に移動する部隊を第二連隊第一大隊、

宇都宮の第七大隊を第二連隊第二大隊としたい、と伺い出、「その通り」と指令されている<sup>(17)</sup>。但し第二連隊の本部（第一軍管第二師管管所）は、この年の六月一八日付で佐倉から宇都宮に移されるのである<sup>(18)</sup>。

ところで、正式に第二連隊が創設されたのは、一八七四（明治七）年三月一四日のことであり、連隊長には阿武素行中佐が任命された<sup>(19)</sup>。ようやく一大隊分の佐倉兵営が竣工した直後の五月一八日、東京の兵営に託していた佐倉管所管轄下の兵卒を第一大隊長内藤之厚少佐が受領し、即日佐倉に移動したのである<sup>(20)</sup>。

したがって、この年の第二連隊の被徴兵者は、半大隊が佐倉兵営に、半大隊が宇都宮兵営に入隊し、新兵（生兵）訓練をうけることとなったのである<sup>(21)</sup>。

## 2 台湾出兵と佐倉連隊

この一八七四（明治七）年という年は、日本陸軍形成過程の上で特別の位置を占める年となった。前年一〇月の征韓論分裂の影響を受け、各鎮台の圧倒的多数の壮兵の中に不穏な空気がたかまり、七四（明治七）年二月の佐賀の乱そのものは大久保利通の陣頭指揮のもと、なんとか鎮圧することが出来たものの、全国的な士族層の不满をそらすため、朝鮮出兵にかえて台湾出兵に政府が踏み切ったのがこの年の五月、しかしながら主権侵犯として日本軍の台湾撤退を激しく求める清国の外交姿勢は強硬であり、八月一日には政府の実質的最高責任者大久保利通が、日清開戦をも辞せずとの決意を固めた上で、清国に交渉のため赴くのであった。

このため、日本国内では開戦に際えあらゆる手段が講じられ始めた。東京・名古屋・大阪の三鎮台では、九月に後備軍年令相当者（東京鎮台管区では嘉永二・三・四年に生れた者、他の管区では嘉永三年二月一六日より六年二月一五日までに生れた者が六ヶ大隊分の人数だけ臨時徴兵

される<sup>(22)</sup>。また仙台・広島・熊本三鎮台では、一八七五（明治八）年より徴募兵を入営させる予定（名古屋・大阪の両鎮台は七四年より入営を開始していた）であったが、それをくりあげ、この七四年より徴兵を始めたのである。結果的には、官僚制的天皇制軍隊形成を加速させる決定的役割りを、この日清軍事緊張事件は果たしたのであった。

わが佐倉歩兵第二連隊に引きつけて、この間の動きを押えていってみよう。

まず、八月一八日、東京鎮台歩兵第一連隊の第二・第三大隊は、熊本鎮台管轄となって熊本に急派される<sup>(23)</sup>。日清両国が開戦に突入する事態になった際、清国に派兵される初動部隊が熊本鎮台兵だからである。この動きに連動して、同月二四日、高崎分営の第九大隊が東京に転営を命ぜられ、この結果、宇都宮在の第二連隊第二大隊より一中隊が高崎に分遣されるのである<sup>(24)</sup>。

右のような具体的な部隊の移動と並行して、部隊の拡充・増員が図られる。八月七日には、東京鎮台を含む五鎮台（広島鎮台を除く）に対し、明治七年に徴募した補充兵全員を入営させるよう陸軍省から達せられる<sup>(25)</sup>。また歩兵大隊の定員を、この時、七六八名に増員するのである<sup>(26)</sup>。補充兵全員を入営させても、この歩兵大隊定員を充足させられない場合は、背に腹はかえられず、二〇歳以上三〇歳以下の壮兵を徴募することとなった<sup>(27)</sup>。

また八月一五日、第一軍管管下の府県に対し、陸軍省は嘉永二・三・四の三年間に出生した青年の徴兵連名簿を作成する旨を指示し<sup>(28)</sup>、九月一五日よりは徴兵使が派遣されることとなった<sup>(29)</sup>。この臨時徴募された後備軍は、第二七、第二八、第二九大隊という呼称が与えられる<sup>(30)</sup>（九月一日）。徴募の結果は常備歩兵兵員が一五三六名、補充歩兵兵員が二〇一八名となったのである<sup>(31)</sup>。

現実の部隊移動も次から次へとおこってくる。前述のように、八月二

四日、高崎より一大隊が東京に移動したことに伴い、既に第二連隊第二大隊の内一中隊が高崎に派遣されていたが、九月八日には新潟の第八大隊そのものが高崎営所へ移転を命ぜられ、右の一中隊は宇都宮に戻されている<sup>(32)</sup>。軍隊の東京集結方針の一端がここにも現われている。

事態の緊迫度は更に増してきた。既に八月の段階で東京の第一連隊明治七年の入営により以前の壮兵と併せ三大隊編成が完了していた<sup>(33)</sup>の内第二・第三大隊が熊本鎮台に移動していたが、九月十五日、更に一大隊が熊本鎮台に管轄替を命じられた。残留していた第一連隊第一大隊が派遣されたものと思われる。

東京集結方針は更に強化され、一〇月八日には、佐倉と宇都宮にある第二連隊第一及び第二大隊と、既に新潟から高崎に移動を命じられて移動を完了していた第八大隊の三ヶ大隊が東京への移動を下命された<sup>(34)</sup>。佐倉・宇都宮・高崎の営所・分営は空虚となる。このため前月十五日より徴兵使を派遣し徴募した東京鎮台管区後備兵の内、第二七大隊が佐倉に、第二八大隊が宇都宮に、第二九大隊が高崎にそれぞれ配備されることとなったのである<sup>(35)</sup>。

このような日本側の総力をあげた、開戦をも辞せずとする強硬姿勢が、土壇場の段階で清国の姿勢を軟化させ、一〇月三十一日、清国との間に妥協が成立、体面を保持しえた台湾征討軍は二月三日、撤兵を開始することが出来た。

右の如き事態の推移をうけ、一八七五（明治八）年一月末、歩兵第二七、第二八、第二九の三大隊が解隊した<sup>(36)</sup>。それをうけ、この三大隊附の将校下士を悉皆引揚げさせ、歩兵第二連隊第一大隊を佐倉に、同第二大隊を宇都宮に、歩兵第三連隊第一大隊（明治七年十一月十三日、第三大隊が創設され、以前の歩兵第八大隊が第三連隊第一大隊、以前の第九大隊が第三連隊第二大隊と編成替えされていた<sup>(37)</sup>）を高崎に分屯させたい旨の二月二日付伺いが東京鎮台より陸軍省に提出され、許可されたのである<sup>(38)</sup>。

なお、日清開戦の危機が去った一八七四（明治七）年二月十九日、東京鎮台管下の三ヶ連隊の編成が完了したことをうけ、日比谷操練場において、明治天皇より連隊旗が各連隊長に親授された<sup>(39)</sup>。第二連隊では、日露戦後、水戸に移動してからも、当日を軍旗祭の日とし、一九三四（昭和九）年より、四月一九日に祭日を変更するようになる<sup>(40)</sup>。

右に見た伺いと指令にもとづき、一八七五（明治八）年三月一日に第二連隊第一大隊は佐倉へ、三月四日に同第二大隊は宇都宮に帰営した。また第三連隊が創設され、高崎に一大隊が配備されたためであろう、この年五月三日には、第二連隊本部は宇都宮から佐倉に戻っている<sup>(41)</sup>。

この年のことで一つ不明なのが第二連隊第三大隊の成立である。『水戸歩兵第二連隊史』によれば、第三大隊は明治八年二月に入営した新兵を以て編成、東京呉服橋の旧萩藩邸を仮屯所とし、大尉諏訪好成が大隊長心得、となっているが、一八七五（明治八）年の徴兵事務が早まった訳ではなく、なぜ二月に編成された、と記述されているのか、今のところ、筆者にはよく判らない。佐倉の地に第三大隊の入営する新たな大隊建物が、既成の第一大隊用の建物とは別に建設されたのは、一八七六（明治九）年六月のことであり、第二連隊第三大隊がこの兵舎に入るのは、その直後のことなのである<sup>(42)</sup>。

さて、一九七六（明治九）年の徴兵事務も無難に終り、この年から、一八七三（明治六）年六月に入営した徴兵兵卒第一期生が四月に満期となって三年間の兵役を終え、第一後備兵に編入されることとなる。また東京鎮台管区内では、前述したように、嘉永二・三・四年生れのもの一五〇〇余名が一八七四（明治七）年一〇月に臨時徴募され、翌七五年一月二十九日・三〇日の両日間に解隊させられており、彼等については既に解隊後は二年間第一後備兵に編入されていた。従って一八七七（明治一〇）年一月二九・三〇日以降、第二後備軍に編入されることとなったのである<sup>(43)</sup>。

### 3 西南戦争と佐倉連隊

一八七六（明治九）年の平穏さに比較し、一八七七（明治一〇）年は大動乱の年となった。七四（明治七）年段階では、日清開戦の危機に備え、東京の第一連隊が熊本に派遣された跡を埋める迄でとどまっていたが、七七年は、第二連隊の三ヶ大隊が中隊単位に分割されながら、全部隊が西郷軍とはるか遠方の九州の地において、死闘をくりひろげることとなったのである。

はじめは、七四年段階と同様、第一連隊の神戸出張にともなつての東京転営である。二月一四日、第一連隊第三大隊の神戸出張にともない、第二連隊第三大隊が東京に転営を命ぜられる<sup>(45)</sup>。しかし事態が容易ならざるものになつたので、この第三大隊は二月二四日、西下を命ぜられ<sup>(46)</sup>、同月二二日に編成された第三旅団に編入された<sup>(47)</sup>（その内第三中隊を除く）。このため、第二連隊第一大隊中の一中隊と宇都宮在の第二連隊第二大隊中の二中隊が東京に転営の命を受けるのである<sup>(48)</sup>。

常備軍だけでは兵力が大幅に不足すると判断した陸軍省は、東京鎮台に対し、二月三日付で、第二後備軍を召集することを命じ<sup>(49)</sup>、これに従つて後備歩兵第一、第二大隊の二大隊が編成され、前者は第四旅団に、後者は別働第二旅団に編入され九州の地で闘うこととなる<sup>(50)</sup>。また同月二八日には、東京鎮台は第一後備軍を常備軍に編入した<sup>(51)</sup>（明治一〇年四月、三年の常備軍を終了した者は第一後備軍への編入を戦争終了時迄中止されることとなる）。

三月七日、第二連隊第一大隊（第四中隊を除く）は神戸出張を命ぜられ<sup>(52)</sup>、第一、第二中隊は三月一四日に編成された第四旅団に編入され、第三中隊は既に派遣されていた第三大隊第三中隊とともに、肥後湾から熊本を背後から攻撃する別働第二旅団に編入された。第二大隊第一中隊もこの旅団に編入されるが、いつ東京を出発したか不明である。

同月一五日、第二連隊第二大隊第二中隊は神戸出張を命ぜられ<sup>(53)</sup>、別働第三旅団に編入、同月二四日には、東京に屯在していた第二連隊第一大隊第四中隊と同第二大隊第三中隊が神戸出張の命をうけ<sup>(54)</sup>、四月一日に編成された別働第四旅団に編入された。

五月一八日には、それまで留守部隊として東京に屯集していた第二連隊第二大隊第四中隊が第三連隊第二大隊に編入され、一大隊編成となつて神戸出張の命をうけたが<sup>(55)</sup>、九州の戦闘には加わらなかつた。

この明治一〇年徴募の新兵は五月二〇日より三十一日迄の間に入営することとなつたが、場所は佐倉や宇都宮ではなく東京の地と指示された<sup>(56)</sup>。佐倉や宇都宮の兵営は既に空虚となつていたのである。兵力不足は更に続き、六月六日には第一軍管区（東京鎮台管区）の明治一〇年度徴募の補充兵は悉皆入営を命ぜられるのであつた<sup>(57)</sup>。

第二連隊の西南戦争での戦死者は三三九名、内将校一七名となつてい<sup>(58)</sup>る。戦死者のうちでも、戦後コレラで戦病死した青年も多かつた。

### 4 佐倉連隊三ヶ大隊の成立

歩兵連隊の体制が大きく対外戦争に向けたものに転換する契機となつたのが、一八八二（明治一五）年七月二三日、朝鮮京城で勃発した反日暴動（壬午軍乱）であつた。国内の自由民権運動に対抗し、またその運動を反政府運動の方向からそらすためにも、太政官政府は軍備拡張と対外緊張の路線を選択する。この流れの中で同年一月二四日、明治天皇は宮中に地方長官を集め、軍備拡張と租税増徴に関する勅語を下すのである。

そして、このような軍事体制を国内に確立する最大の法制として、一八八三（明治一六）年二月二八日の改正徴兵令が公布された。改正徴兵令の末尾には、六軍管区表が付けられているが、ここでは全国六軍管区は、それぞれ二師管にわけられ、一師管ごとに歩兵連隊が二個づつ配

置されるように計画されたのである。従って全国で二四個の歩兵連隊が出来ることとなる。それ以前は第一軍管区が第一（東京）、第二（佐倉）、第三（東京）連隊、第二軍管区（仙台）が第四・第五連隊、第三軍管区（名古屋）が第六・第七連隊、第四軍管区（大阪）が第八・第九・第一〇連隊、第五軍管区（広島）が第一一・第二二連隊、第六軍管区（熊本）が第一三・第一四連隊の計一四個連隊であった。それを第一五連隊（第一軍管区）、第一六・第一七連隊（第二軍管区）、第一八・第一九連隊（第三軍管区）、第二〇連隊（第四軍管区）、第二一・第二二連隊（第五軍管区）、第二三・第二四連隊（第六軍管区）迄の一〇ヶ連隊を一八八四（明治一七）年から八六（明治一九）年にかけて次々に新設することになるのである。

近衛兵も改正徴兵令以前は、各連隊より数ヶ月の訓練をうけた新兵の中から優秀な兵卒を送り込むシステムをとっていたのだが、これ以降は「近衛ノ諸兵ハ各軍管徴兵区ニ配当シテ全国ヨリ之ヲ徴集ス」というシステムに大きく変わって行くのである。その近衛連隊も、これ以前は近衛第一・第二連隊のみであったのが、一八八五（明治一八）年七月には近衛第三連隊を、八六（明治一九）年六月には第四連隊を新設するようになるのであった。

この結果、徴兵がどのように強化されたのか、一八八二（明治一五）年一月一七日付で達せられた「本年各軍管徴兵人員」と一八八九（明治二二）年五月二七日付勅令第七一号「明治二二年徴兵新兵員数表」を比較してみよう。<sup>59</sup> 歩兵は八六六〇名から一二九三四名に一四九%、騎兵は一三三名から三七五名に三三二%、砲兵は六三〇名から一六五五名に二六三%に、工兵は二七三名から七二二名に二六四%に増加し、全体では一六三%の増加となっている。

このように、新設一二連隊の兵員をも含めて徴兵するとすれば、各鎮台及び各連隊の徴兵区をより細分化せざるを得ない。東京鎮台のもとに

おかれていた越後と佐渡は仙台鎮台に移され、また駿河は名古屋鎮台に移動した。第二連隊と第三連隊は下野・常陸・下総・上総・安房及び武蔵国の本所区・深川区・南葛飾郡・北葛飾郡・南埼玉郡・北埼玉郡から歩兵を徴兵することとされたが、その内佐倉連隊の地域は安房・上総・下総及び常陸国の内の真壁郡・結城郡・岡田郡・豊田郡・猿島郡・西葛飾郡を除いた一二郡に縮小した。それ以外は第三連隊の徴兵区域となった。また、第一連隊と組んで第一軍管区第一師管のもとにおかれるべき連隊は一八八四（明治一七）年に高崎に新設され、第一五連隊と称されることとなった。従って、これまで宇都宮に配備されていた第二連隊第二大隊は、居るべき場所を失うこととなり、一八八四（明治一七）年六月、佐倉に移駐するのである。<sup>60</sup> ここに、ようやく佐倉連隊は一連隊三ヶ大隊の構成をとるのであった。

つづいて一八八五（明治一八）年五月一八日の改正鎮台条例（太政官達第二一号）によって、二ヶ連隊をたばねる一師管ごとに旅団長をおき、「鎮台司令官ニ隸シ其師管内ノ事務ヲ区処ス、但鎮台所在地ノ師管ニハ營所ヲ置カス、其事務ハ直チニ鎮台ニ於テ執行ス」と規定された。この条例に従い、同年七月一日に歩兵旅団の編制が下令され、佐倉連隊は歩兵第三連隊とともに歩兵第二旅団に編入され、第二旅団司令部が佐倉に設けられることとなるのであった。

## ② 佐倉連隊兵營の建設

### 1 第一大隊兵舎建設

一八七三（明治六）年一月公布の徴兵令は、一面では壯兵に替わる徴兵を徴募しはじめることの全国への宣言であり、他面では、徴募した徴兵を生活させ訓練する場となる兵營の建設を開始するとの宣言でもあつ

た。その兵営の場として選定されたのが江戸時代の各地の城郭跡だったのである。

一八七三(明治六)年二月一四日、陸軍省は、全国の各府県に対し、「各府県管下当省所轄之城郭中、従来人民住居之地所ハ追テ当省ヨリ引払方相違候迄ハ住居不苦候間、総テ拝借地ト相応得、収税取計、大蔵省へ可相納事」と達した<sup>(61)</sup>。兵営建設をするために、まず法的に陸軍省管轄地となっていることを明確化する必要があったのである。そして、工事で着工迄は、納税すれば、拝借地の借地人としての生活は認める、という厳しいものであった。佐倉城郭には近世、佐倉藩士の大半が居住していたのだが、この達の対象に当然、佐倉の士族居宅も入ることとなるのである。

つづいて同月二三日、特に緊急に兵営建設が求められている佐倉・名古屋・仙台・広島<sup>(62)</sup>の四ヶ所に陸軍省官員が出張を命ぜられた。佐倉には徳久元成、沢本幸則、大庭国介、井上次郎八の四名が派遣されている。

全国的な兵営建設のためには、陸軍省内部の大きな組織づくりが必要となり、四月四日には、陸軍省第四局(工兵)第一課に、兵営建設を専管する経営部なるものが新設された<sup>(63)</sup>。全国を四ブロックにわけ、兵営建設の合理化、迅速化を図ろうとするためである。その内第一経営部は、東京・名古屋の両鎮台、佐倉・新潟・金沢の三営所を、第二経営部は仙台鎮台と青森営所を、第三経営部は大阪鎮台と大津・姫路の二営所を、第四経営部は広島・熊本<sup>(64)</sup>の両鎮台、丸亀・小倉の二営所を管轄する、と定められた。しかしながら事務上の不具合が生じたため、同年一月四日には、それまでの四経営部を鎮台ごとの管轄とするため六経営部への組織がえがおこなわれた。第一経営部の任務は、従って「第一軍管東京鎮台並管所ノ建築修繕ヲ管轄ス」と規定されなおされることとなる。

佐倉兵営の建設は、二月二三日の監督官員の派遣とともに正確に始動したようであり、同年五月一三日には、陸軍省は武庫司に対し、「佐倉

城日本丸建家取崩、入札ヲ以テ払下候ニ付テハ、同所へ貯蔵之大砲・彈薬至急取片付可申、此旨相違候」と指令している<sup>(65)</sup>。おそらく五月上旬には本丸に残っていた倉庫その他が入札され、解体が決定したのである。

このように旧佐倉城建物の取崩しが進行する中で、城郭内の第一大隊兵舎建設予定地に居住していた士族居宅の解体も並行しておこなわれたと推測されるが、その月を特定する史料は今の処みつかつていない。

ただし、兵営の建設に伴い、当然建築労働者の負傷問題が発生するが、このための「傷痍扶助金」に関し、六月二九日付で第四局が伺いを提出しており、その事由書の中で、「名古屋・佐倉・新潟・高崎・宇都宮等へ兵営建築ニ付」と述べている<sup>(66)</sup>ので、六月段階では士族居宅の強制取払いが終了していたのではないだろうか。

ところで、佐倉の場合、当面一大隊分の兵営建設にとりかかったのだが、一大隊だけの建物を建設すればいい、という訳ではない。あと一大隊分の建物の建設問題も既に存在している。そもそも、佐倉のみならず全国の兵営建設は、大隊単位で当初考えられていたようで、連隊との関係はどうするのか、上層部の方針がはっきりしないのに業を煮やし、一八七三(明治六)年一月一三日付で、建設担当の陸軍省第四局は次のような伺を上部に提出する。

兵営ヲ建築スルハ軍隊ノ編制ニ基キ規則ノ便否ヲ察シ、諸舎ノ配置・各室ノ多寡ヲ定ルハ要務ニ有之候、先般御確定相成候歩兵営所一般図式ハ大隊ノ編制ノモノニシテ、連隊編成ノモノニ非ス、各地ニ建築スルモノモ亦ニ大隊ト雖モ、毎大隊其区分ヲナシ候処、今般陸軍御御巡回ノ節、各地兵営内ニ連隊附属室ヲ建設スヘキ御見込有之様被相伺候、即今於各地兵営附属ノ諸舎、大抵地形済、或ハ柱置ノ後ニシテ、之ヲ変換スルハ其金額ヲ増シ、且多少ノ冗費ヲナササル能ハスト雖モ、軍隊ノ編制、規則ノ便否ニ因テハ、豫メ以住ノ障碍ヲ除キ、以前ノ定式ヲ変換セサルヲ得ス、就テハ自今連隊ニ御編



制相成候哉、又ハ大隊ノ御編制ニ候哉、右御確定ノ上ハ、更ニ兵營建築ノ定式ヲ商議、上陳致度、且即今建築ノ兵營モ随テ変換為致候テハ如何御座候哉、至急何分ノ御指令相成度、此段相伺候也

右の伺いに対しては、「伺之趣、自今建築ニ取掛候兵營ノ儀、総テニ大隊連隊ノ積ニテ建築可致」との陸軍省の指令が下っている。従つて、佐倉連隊の場合にも、三大隊兵舎建築の計画は、この段階では存在していなかった、と判断してよいであろう。

さて、一大隊分の兵舎が完成し、東京で訓練されていた歩兵第二連隊第一大隊が入舎するのが一八七四（明治七）年五月一日、ただし、東京鎮台がその旨を陸軍省に上申した際、内容に不足の箇所があるとして、同月二十九日、陸軍省は東京鎮台に対し、「過日、佐倉兵營落成ニ付、其台官員出張受領ノ上、即日該隊へ引渡候趣上申候処、右等新築兵營受取候節ハ、隊名及ヒ兵種等詳細可届出」と達している。<sup>(68)</sup>

右にみたように、一八七三（明治六）年二月より翌年五月にかけて建設された第一大隊兵舎に関しては、残念ながら士族居室の取崩しや代地提供等の詳細は不明であるが、以下に述べる事例を考えると、代地提供と若干の移転費に関しては、国と県が関与したと思われる。

## 2 第三大隊兵舎建設

第一大隊用の兵營建設が終了に近づいた一八七四（明治七）年初頭、陸軍省は「更ニ一大隊分兵營新築候ニ付、同所居住ノ者トモ退去」せしむべき旨を千葉県（明治六年六月一日、印旛県と木更津県が合併して千葉県が成立した）<sup>(70)</sup>に達した。千葉県では、「今般転居候テハ、所持地ニ相離レ、一同難渋ノ趣種々歎願、無余儀次第ニ相聞候間、最寄官有地ノ内ヲ以換地并家屋再築引移入費等、夫々調査」、同月四月一二日付で、土地及び費用の件を内務省に伺い出た。その後のやりとりで若干の修正がなされたので、最終案を示すと次の通りである。

まず大野清助外一名の割渡地は、角来村字杉山の六四二三坪の浮地畑（旧佐倉藩士邸地跡で、村に預けおき、浮地畑と称して毎年年貢を収めさせてきた土地で、地租改正の過程で官有地に区分されたもの）であり、旧宅より二〇町ほどなので、引越荷物四六三駄（一駄に付六銭）で、二七円七八銭が家財運送入費となる。

次に小谷茂実一名分の割渡地は、角来村字八町の四二五坪の浮地畑であり、旧宅より二三町ほどなので、引越荷物一九駄（一駄に付六銭九厘）で、一円二四銭二厘が家財運送入費となる。

第三の割渡地は源田太藏一名分の山ノ崎村字八幡脇の五反九五坪の浮地畑であり、旧宅より一町ほどなので、引越荷物三〇駄（一駄に付三銭三厘）で、九九銭が家財運送入費となる。

最後の割渡地は駒沢保定外一名の飯田村字柳田の八〇〇坪の浮地畑であり、旧宅より一八町ほどなので、引越荷物七〇駄（一駄に付五銭四厘）で三円七八銭が家財運送入費となる。家財運送入費の総計は、従つて三三円七九銭二厘となる。また全員の返上邸地坪数は八二四三坪、移転先での再建入費は二五一四円三四銭（建坪六一八坪、一坪に付平均四円六銭六厘の計算）、井戸一七ヶ所新鑿一式入用が、一ヶ所に付平均一九円として三三三円と見積っていた。

千葉県と内務省間のやりとりが完了したのは、左院に図られるが、左院が内務省案をそのまま承認するのが九月一日、政府の決裁がおりたのは同月二八日のことである。

この決裁の直後に、第二大隊用兵營建設用地からの士族居室撤去がおこなわれ、兵營の建設が完了するのが一八七六（明治九）年六月のことである。東京鎮台が同年六月二八日付で、「今般佐倉表新築兵營落成ニ付、不日歩兵第二連隊第三大隊ヲ該營へ転移可為致」云々と伺い出ているのがその証となる。この第三大隊用兵營建設と併行して第二連隊本部の建設も進行しており、東京鎮台は七月七日付で、「当台歩兵第二連

隊本部、去月二十九日新築営へ転移致候旨届出候間、此段御届申候也」と陸軍省に届出ている。<sup>12)</sup>連隊本部が宇都宮から佐倉に戻ってきたのは、前年の五月三日のことだが、それ以降は臨時の家屋を以て仮本部としていたのであった。

### 3 射的場・練兵場の造成

ところで、兵舎だけが出来上っても、訓練の場が確保されていなければ軍隊としては何の意味もない。第一大隊が東京から佐倉に移転するのが一八七四（明治七）年五月一日のこととなるので、それ以前から、訓練の中でも最重要の小銃射的場建設は動き出していた。陸軍省の「佐倉城内鷹匠町小銃射的場必用二付、同所居住ノ者共至急引払候様」との達をうけ、申達しはしたものの、居住者の苦情をうけ、千葉県が移転に関する経費を内務省に上申するのが、四月一七日のことである。その際の千葉県の事由書は、この間の事情をよくいいあらわしているので、左に引用してみよう。

一体右地所ノ儀ハ、孰レモ旧主ヨリ授与相成居、銘々家作取建、從來居住罷在候処、昨六年中、陸軍省所轄被仰出、其節拝借地ト可心得旨御達相成、今般移転相成候二付テハ、素ヨリ疲弊ノ貫属共ニテ、居宅再建可致地所ハ勿論、家作取毀建設其他諸費ノ目的無之、夫ノミナラス、差向仮住ニモ差間、必至難渋ノ趣、一同拳テ憂苦歎願申出候二付、精々説諭ノ上為引払候ヘトモ、目下ノ窮困、無余儀事情ニモ相聞候間、換地并家屋再築引移費用等、職方ノ者へ積方申付、夫々調査候処、書面ノ通りニ有之候

この見積りは総計三四七四円三九銭一厘となっているが、内訳は次の通りとなっている。

第一に、鷹匠町の上知面積は田中喜代七外三〇名の居宅地で、三四五五坪五才である。

第二に、移転先は、道程三〇町ほどの、社寺領上知山林地であり、元坪数に応じ割渡し、その再建家の総面積は七三四坪五合六勺五才、入費総計は二九六七円九三銭一厘（二坪に付平均四円一銭八厘余の計算）となる。

第三に、井戸を二六ヶ所新鑿しなければならぬが、一ヶ所に付一七円七五銭かかるとして、総計四六一円五〇銭が見積られている。

第四に、道程三〇町余の距離の運送入費は四四四円九六銭と計算されている。

千葉県と内務省との間のやりとりが完了した上で左院に図られるが、内務省原案の通りとの左院答申が七月三日、同月一〇日に政府の決裁が下り、直ちに小銃射的場がつくられることとなる。

小銃射的場建設にひきつづき陸軍省が内務省・千葉県に対し求めてきたのは、練兵場建設のために大手内に居住する士族一三〇名の引払いであった。この要求がなされたのが一八七四（明治七）年六月二日のことであり、その際は、翌年二月迄に引払わせるべしとの期限が付されていた。

千葉県は関係する組織・個人と交渉する中で、一八七五（明治八）年一月一七日、移転先と移転費用総計一五四六二円八一銭八厘の支出を内務省に伺い出た。移転先は印旛郡生谷村官林おんがしかなくなっていた。それ以外の官有地は、既に家祿奉還の者に払下げの方針を立て、士族は追々と払下げの願をしており、他に割渡すべき地は無くなっていたのである。経費の内訳は左の如くである。

(一) 広小路居住近藤源之進外七名の上知面積は六三二四坪六合、再建建坪五五〇坪七合、この入費二一七三円六銭五厘（一坪に付平均三円九四銭六厘）となる。この外に門并びに物置其外再建入費が二三円六〇銭三厘、井戸八ヶ所新鑿入費が一三八円二〇銭、道程三〇町、一駄に付八銭で九九一駄、総計七九円二八銭の運送入費となる。

- (二) 合羽町居住館脇森蔵外三三名の上知面積は三四九三坪八合九勺五才、再建坪五八〇坪七合五勺、この入費二二七一円七二銭五厘（一坪に付平均三円七四銭）となる。この外に門並びに物置其外再建入費が五四円六〇銭、井戸一二ヶ所新鑿入費が一八〇円、道程三〇町、一駄に付八銭で五六九駄、総計四五円五二銭の運送入費となる。
- (三) 天神町居住牧野清風外一六名の上知面積は二五四六坪八合七勺、再建坪四三八坪一合六勺、この入費一六七四円五六銭三厘（一坪に付平均三円八二銭二厘）となる。この外に門並びに物置其外再建入費が三二円八九銭六厘、井戸六ヶ所新鑿入費が一〇三円三二銭、道程三〇町、一駄に付八銭で七一八駄、総計五七円四四銭の運送入費となる。
- (四) 根曲輪町居住森力外四三名の上知面積は七八八四坪七合五勺五才、再建坪八二二坪二合二勺、この入費三〇五四円七〇銭四厘（一坪に付平均三円七二銭）となる。この外に門並びに物置其外再建入費が四二円九〇銭、井戸三〇ヶ所新鑿入費が四五〇円、道程三〇町、一駄に付八銭で七六四駄、総計六一円一二銭の運送入費となる。
- (五) 下町居住佐々木徹外二六名の上知面積は一一〇〇二坪八合一勺五才、再建坪は一二二四坪一合五才、この入費四二三四円八四銭七厘（一坪に付平均三円七六銭七厘）となる。この外に門並びに物置其外再建入費が一四一円三一銭五厘、井戸二ヶ所新鑿入費が三七八円八四銭、道程三〇町、一駄に付八銭で一九六一駄、総計一五八円八八銭の運送入費となる。

以上が千葉県の伺いであり、内務省とのやりとりが完了した上で、左院に図られ、四月七日、原案当りとの答申がなされた。政府の決裁は同月二四日のことである。この直後、士族居住の引払いと練兵場建設が行するのであった。

あと兵営建設に関連する若干の事実を述べておこう。

第一は兵営内の体操場のことである。明治一〇年代迄は、兵営の奥、病院のそばが体操場とされていたが、一八七六（明治九）年三月五日、陸軍省は歩兵連隊・大隊を問わず、一営内一箇つつ「体操器械改定図面雛形註解」に従って築設すべしと達している<sup>(7)</sup>。落成期限はこの年の五月三十一日迄である。達し先は佐倉・仙台・青森・名古屋・金沢・大阪・大津・姫路・広島・山口・丸亀・熊本・小倉の鎮台及び営所である。これにより、五月末迄に佐倉兵営においても体操場が成立したと思われる。

第二は兵器・弾薬等を収蔵する武器弾薬倉庫建設の問題である。一八七五（明治八）年一月十七日、第一軍管区の建設全般を担当する工兵第一方面は次のように伺い出ている<sup>(7)</sup>。

つまり、陸軍省の指示に従い、佐倉と宇都宮においては、民間の倉庫を借入するように取調べてみた処、「大ニ弾薬ノ貯蔵ヲ恐レ、民情兎角貸渡ヲ嫌ヒ、何分借入ヘク相当ノ倉庫無之」、この状況では新築の外如何とも致しがたいが、この建築費用を調査して伺い出していいか、というものである。

この伺いを受け、陸軍省は一八七六（明治九）年三月一〇日付で、「伺之趣、先ツ佐倉営所（別紙図面及ヒ其註解ニ準拠シ、別表概計費概計費之通、入費別途相渡候条、速ニ築設可取計」との指令を下した。これをうけ、直ちに佐倉兵営においては、武器弾薬倉庫が建設されることとなった。

第三は病院と埋葬墓地建設の問題である。徴兵兵卒と将官が新設兵営で生活し訓練される過程で、当然病氣と死亡の問題が発生する。佐倉兵営では、一八七四（明治七）年五月に第一大隊が新築兵舎に入るが、同じこの五月に第一大隊に属する病室が落成し、当初佐倉営所病院とよばれていたが、同年六月、佐倉屯営病室と改称する。更に重病兵卒を入院させるため、一八七九（明治一二）年四月二四日には連隊重病室が開室<sup>(7)</sup>。一八八五（明治一八）年一月一日には佐倉営所病院と改称される。

陸軍墓地に関しては、工兵第一方面に対し陸軍省は一八七五(明治八)年七月二日、歩兵二大隊営所は面積一六〇〇坪、歩兵一大隊は八〇〇坪と定めたので、これに準拠して、各営所において取調べて上申するようには達している(陸軍省達第三一〇号)。次で翌年一月三日には、更に詳細に、なるべくこれまでの官有地を選んで選定するように、どうしてもそのような地所がない営所では民有地を選ぶようにと達するのである。<sup>(76)</sup>これをうけ、工兵第一方面は佐倉兵営の周辺を調査し、営所附属埋葬地として印旛郡第一〇大区七小区海隣寺上地、面積一六八九坪五合の官有地を選定、内務省に官有地第三種墓地の名称を以て引渡しが可能か打診の上、一八七六(明治九)年四月二十九日に陸軍省に伺い出た。<sup>(77)</sup>本省の許可があったのが五月六日、それ以降陸軍墓地の建設が進行し、陸軍省から東京鎮台に対し、「佐倉営所附属埋葬地落成二付、以来該地二埋葬可致」との通達がなされたのが、一八七七(明治一〇)年一月一六日のことである。<sup>(78)</sup>

### ③ 佐倉連隊区司令部の成立過程

#### 1 明治六年徴兵令の矛盾

一八七三(明治六)年一月の徴兵令に関しては、免役規定にある①「一家ノ主人タル者」、②「嗣子並ニ承祖ノ孫」、③「独子独孫」、④養子、⑤「官省府県ニ奉職ノ者」、⑥「文部工部開拓其他ノ公塾ニ学ビタル専門生徒」のいずれかになるための民衆の動向、徴兵忌避の動きに従来関心が寄せられてきた。事実、この動向は全国的なものであり、佐倉歩兵連隊の徴兵区域内の千葉県でもよく見られたことである。

一八七六(明治九)年五月二四日、県は陸軍省に二件につき指示を求めている。第一は、第一及び第二後備軍(常備兵三年を勤めた後、第一

後備軍役が二年、第二後備軍役が二年課せられる)服役中の者の兄が死亡か廢篤の理由で、此者を嗣子にしたいのとの出願に対してどうしたらよいか、第二は、後備軍役の者が他家に養子に行ったり、分家したりする時はどうするのか、という伺いである。<sup>(79)</sup>

六月八日の伺いで問題となったのは、徴兵検査や入営の際、事故があった翌年検査に廻された者の上に生じた(あるいは本人や家族が意図的に生じさせた)変化への対応に関するもの五件である。

① 此者を院省使庁府県より等外四等以上の官員に登庸したと通知があった時はどうするのか？

② 此者が海軍省水火夫等徴募の達に志願した時はどうするのか？

③ 此者に対し神道各宗管長等より教導職試験(免役の対象となる)に採用したいと照会があった時はどうするのか？

④ 此者が他家への養子縁組みを出願し、養子になった後、養父が死亡して、この養子が家督相続するか、あるいは病氣となった養父が此者に家督を相続させたいと出願した時はどうするのか？

⑤ 此者が文部省直轄師範学校及び千葉県設立の公立師範学校に入り、修業一期六ヶ月の課程を卒り其証書を得た時は免役になるのか？

千葉県はこの年の八月一日、徴兵検査翌年廻しの者の身の上におきた次のような相続問題についても陸軍省の指示をあおいでいる。<sup>(81)</sup>つまり、此者は二男なのだが、嫡子が白痴なので、廢嫡の上、此者を嗣子とした旨を、親が医者診断書を添えて出願してきたがどうしたらいいのか、ということである。

徴兵令では記述が簡略すぎて解釈の余地が出てきてしまう。全国から続々とよせられる府県等の伺いへの指示を纏め、事務手続きを明確化するため、一八七五(明治八)年一月二三日、陸軍省達第二三三号によって徴兵令参考が出され、同年一月七日、陸軍省達第一一〇号でその改訂版が達せられ、更に一八七七年一月二九日、陸軍省達甲第七号を以て徴

兵令参考追加がなされるのであった。

既に一八七五年一月の改訂徴兵令参考第二六条で、陸軍省は徴兵忌避の存在を直視し、それへの防禦策を次のように講じている。

本年徴兵連名簿進達期限、乃毎年十二月二十五日ヨリ翌年四月二十日迄ノ間ハ養子分家或ハ嗣子相続人等ノ出願ハ、免役ノ為詐偽ニ出ツルニ嫌アルヲ以、右日限内ハ格別精密ニ取糾シ、事実明瞭止ムヲ得サル者ノ外ハ濫リニ許可相成ラス

但検査ノ節、病氣事故等ニテ不参、又ハ入営延期ニテ、翌年ノ徴兵ニ廻スヘキ者ハ、則其時ヨリ翌年入営期限迄ニ養子分家等ヲ以免役願出ツルトモ、兵役ニ於テハ一切之ヲ許サス

但し、このように示されているにも拘らず、前述のように翌年六月八日の質疑を千葉県が出さざるを得なかったのだから、根は深い。

徴兵忌避の最も普遍的な方法たる被徴兵者の分家の動きを停止させるため、一八七八（明治一一）年八月三日、太政官布告第二〇号が出され、「常備兵役ヲ竟ヘサル前分家致シ候儀不相成」と定められた。それにも拘らず千葉県は同年十二月一〇日、常備兵役を終えない者は分家をしてはいけないとの規定だが、其父母祖父母がこの家にくらしており、彼等を分家の際に携帯するならば一家を興すこととなり、徴兵令の免役簡条にあてはまるのではないかと問合せざるを得ないほど、この当時は、民衆は様々な方法で徴兵から逃れようとしていたのである。

徴兵忌避の動きは、一八七七（明治一〇）年の西南戦争での戦死者の数の多さによって加速された。戦死者総数六二七八名、一般民衆にとつては、これほどの死者は近世成立以降始めてのことであった。戊辰戦争の戦死者の圧倒的多数は武士なのであり、民衆ではなかったのである。

一八七八（明治一一）年二月一三日、第一軍管徴兵使は、当年徴兵適齢者を書上げた徴兵連名簿を調査し（この二月一五日から、彼等は徴兵検査のため各地を巡行する）、次のように危機的状況を訴えている。<sup>(83)</sup>

本年第一軍管管下各府県徴兵連名簿人員合計、例年ヨリ余程寡少ナルヲ以テ、歩兵ハ無論四尺九寸以上ヲモ採用不致候テハ相成間致（五尺未満は免役と定められていた）、且砲工騎輻重ノ四兵ニ至リテハ過半適尺ノ者不足候儀（明治六年一月徴兵令では、砲兵五尺四寸以上、騎工輻重兵は五尺三寸五分以上、歩兵五尺一寸以上と定められていた）ト推考致候、就テハ本年ニ限り砲工騎輻重兵ニ適尺ノ者不足候節ハ、定尺一寸以内減縮徴募相成候様御詮議相成度、此段豫テ相伺候也

但し、この事態は一過性のもではなかった。翌年の一八七九（明治一二）年一月二一日、徴兵検査のための巡回を前にして、第一軍管区徴兵使は、前年と同一の文面の伺いを以て事態の深刻さを訴えている。

徴兵忌避者の多さによる徴兵検査対象者の減少は、戸長役場での免役審査が、その地域の民衆的圧力により厳格に遂行できなくなってきたことを意味している。しかしながら問題はそれだけにはとどまっていなかった。徴兵検査当日の出頭そのものが回避され、結果的には翌年廻しとなってしまうことを阻止することが困難となってきたのである。

一八七九（明治一二）年一月二四日、第一軍管徴兵使は、この件に關し、左の如く伺い出ている。<sup>(85)</sup>

本年徴兵、各府県諸名簿御下渡ニ付取調候処、別表之通、連名簿人員、例年ヨリ余程寡少、翌年廻シ人員年々増加シ、新潟県ノ如キニ至テハ、殆ント一千名ニ近シ、是レ全ク検査ノ際ニ当リ病氣他行及ヒ出稼等ノ口実ヲ以テ詐偽ニ出ル者不少、向來ノ弊害ヲ醸出候間、右事故不参ノ者身元ニ就キ真偽取糺方ノ儀ハ、昨十一年五月三十一日、東京鎮台伺伍第二千六百号御指令ニ照準シ、時宜ヲ見計ヒ、副使ヨリ直ニ駐在官ヲ派出為致、若シ詐偽ニ出ル者ハ地方警察官吏ニ引渡、其実況申告候様致度、此段相伺候也

ここでみたような事態を踏まえた上で徴兵令を改めて検討してみると、

一八七三（明治六）年一月の徴兵令も、七五（明治八）年一月、若干の手直しをされた改訂徴兵令も、戸長役場への過度の期待を前提に徴兵事務を構想していた、とわかっていいだろう。一八七五（明治八）年一月の徴兵令参考第二条に、「徴兵議員ニ区長戸長ヲ以任スル者ハ、民間苦情ノ上伸シ易キ為ナリ、且其議員ハ全ク本年丁壮ノ総代ニシテ、丁壮中事故アリ一家生計ニ係ル等ノ苦情アルトキハ、敢丁壮ニ代ツテ建議スルヲ職トス、是故ニ区長戸長ニ限ラス、郷村中ノ人望アル者ヲ以スルモ妨ケナシ」と明言していることも、その証左となるだろう。

しかしながら、このような予測不可能な事態が発生し、しかも一過性のものではないとすれば、近世的な村落自治の体質を依然として有している戸長役場に徴兵事務の主導権をとらせる訳にはいかなくなる。一方で府県レヴェルの縦系列の指導体制を村落に貫徹させる媒介が創り出されなければならず、他方で、陸軍自体が戸長役場の徴兵事務に介入し、戸長役場を国家の要請に応える方向に機能するように仕向けなければならないのである。

その手掛りの第一は郡役所・区役所の設置と郡長・区長の任命であった。それは一八七八（明治一）年七月二二日の郡区町村編制法（太政官布告第一七号）制定により可能となった。郡長・区長は、それまでの性格・権限の曖昧な区長と異り府知事県令の指揮下に置かれた純然たる官吏であり、郡区長レヴェルで処理すべき第一の業務（徴税並地方税徴収及不納者処分ノ事）につづいての第二の業務が「徴兵取調ノ事」とされた（同年七月二五日の府県官職制による）のである。この編制法は、自治町村の回復に寄与したとの見解が一般的であるが、少くとも徴兵事務に関しては、国家の要請を町村に応えさせる尖兵機関となるのである。その手掛りの第二は後備軍下士兵卒を管轄する陸軍省組織である。この問題は大江志乃夫氏の『徴兵制』（岩波新書、一九八一年刊）でもほとんど取りあげられていない点なので、少しこまかく見ていこう。三年

の兵役を終えた者は総て後備軍に編入されるので、それを管轄する法制として、一八七五（明治八）年一月二五日、後備軍管轄官員条例（陸軍省達第一七号）が定められた。そこでは後備軍司令（一名）・同副官（一名）・同書記（二名）は師管管所地に居住し、曹長は府県所在地に住むとされた。わが佐倉歩兵第二連隊を例にとってみると、後備軍関係諸案件を処理する府県駐在曹長が千葉・新治・茨城の県庁所在地に各一名宛配置されたのである。同年一月、後備軍管轄官員の名称は後備軍官員と改称され、この年の五月に新治県は茨城・千葉の両県に分割されたため、駐在曹長は千葉・茨城の二県に配置されることとなった。

但し、府県駐在曹長の数の減少は一時的なものであり、明治六年徴兵が三年間の常備兵役を終了し、第一後備兵に編入される一八七六（明治九）年四月以降出現し始めた複雑な実務を処理すべく、一八七六（明治九）年二月一六日、陸軍省達第二一八号によって、第一軍管（東京鎮台）第二師管（佐倉連隊の徴兵区域）では、司令（大尉）一・副官（少尉）一・書記（軍曹か伍長）二が佐倉に、千葉県に駐在官（曹長）一・書記一・茨城県に駐在官一・書記一、栃木県の内下野東部四郡に書記一が配置された。後備軍統轄のための本格的体制がここに成立したのである。

この体制に対応する業務の詳細は、一八七七（明治一〇）年二月二二日、後備軍府県駐在官服務規則（陸軍省達甲第九号）によって定められた。その第二条に、

駐在官ハ服務概則（明治八年一月一八日陸軍省達第一二二号）第四條ニ示シタル管内後備軍ノ下士及ヒ兵卒ノ簿冊ヲ管シ、兼テ其県籍上ニ関スル事件ヲ掌リ、其他下士兵卒在郷中ノ挙動及ヒ管内人民ノ動静ニ注意シ、其景況ヲ司令ニ諜告スルヲ以テ責任トス

とあるように、府県駐在官は、出発点においてはあくまでも後備軍を統轄するものとして想定されていたのであった。

だが、現実の徴兵事務の遂行の困難性から、現場担当者は徴兵事務に後備軍官員、特に府県駐在官を利用したい、との意向を早期から表明していた。一八七六（明治九）年六月二日、明治九年度の徴兵業務を完了したばかりの東京鎮台は、陸軍省に左の如き要請をおこなうのである。

各府県駐在曹長ハ後備軍服務概則第二十条ニ依リ、毎歳各府県ニ於テ徴兵諸名簿編製ノ上ハ、一応取糺シ、冊尾ニ署名押印シ、又徴兵署開設中ハ、同署ニ出頭兼テ見聞スル所ノ地方実況ヲ徴兵使ニ申告等ノ事アルヲ以テ、徴兵トナルヘキ丁壮身幹及ヒ兵役ヲ嫌避スルカ否、亦ハ人民平常ノ苦情ヨリ風俗ニ至ル迄熟知セサレハ冊尾押印並徴兵使ニ申告等実効無之二付、毎歳各府県ニ於テ徴兵下調査ノ為メ官員管内巡回ノ節、駐在曹長同行シ実況ヲ目撃為致度

このような要求と同一の根拠を以て、前に述べたように、一八七九（明治一二）年一月二四、第一軍管徴兵使は、徴兵検査不参の者取締りに府県駐在官を利用すべし、と伺い出たのである。しかしながら、後備軍官員の権限内ではない行為を陸軍省内の法務官僚が是認することは無理であり、前者は「追テ何分可相達事」と逃られ、後者は明白に拒絶されたのだった。

## 2 明治一二年徴兵令の特徴

西南戦争後、特に顕著となった徴兵忌避と徴兵検査出頭回避の現象を、戸長役場レベルでは阻止できないとすれば、国家がより前面に出て介入し、この現象を減少、消滅させなければならぬ。ここに一八七九（明治一二）年一〇月二七日、改正徴兵令が公布される理由があった。そして、この時始めて、具体的な業務過程を厳格に規定する徴兵事務条例（一月一七日付陸軍布達第二号）が示されたのである。ここでは、改正徴兵令公布以降の徴兵忌避の動きを見る以前に、明治六年徴兵令（以下旧徴兵令という）と対比させる形で、明治一二年徴兵令（以下新徴兵令と

いう）の特質を、事務条例をも利用しながら検討することとしよう。

まず前以て確認すべき点は、新徴兵令第一六条で、徴兵事務官に「後備軍使府県駐在官一人之ニ任ス、使府県徴兵事務官（使府県属官）ト共ニ郡区ヲ巡行シ徴兵下検査ノ事ヲ掌リ、又徴兵署ニ出頭シ同署ノ事務ヲ補助ス」と明記されたことである。徴兵業務の中に始めて後備軍官員が法的に姿を現したのである。地位は一介の曹長という勿れ、随所において枢要な機能を果たすこととなるだろう。

旧徴兵令では、徴兵適齢者がいる旨をその家の戸主は一月一〇日迄に戸長に届けることになっていたが、新徴兵令では戸主届出は九月一日より一五日迄と、二ヶ月も繰り上げられた。二ヶ月間、更に徴兵業務に力を注ぐことが可能となるのである。また今回は、戸主は徴兵適齢者の終身除役・免役（国民軍以外免役と平時免役の二つがある）・徴集猶豫（旧徴兵令では総てが免役と一括されていたものの規準を厳しくするとともに、この三区に分けたのである）を出願する際には、医師の診断書、刑名宣告書写、辞令書、免状写、卒業証書写などを添付し、また出願理由を説明する詳細な事由書を添えなければならない、と規定した。

戸主の届出をうけた戸長は、旧徴兵令では一月二〇日迄に免役該当者について調査し、一人一人に簡条書を作成して区長に提出する、とされていた。それに対し新徴兵令は九月二五日迄に、除役・免役の者と徴兵下検査をうける者を区分して書類を郡区長に差出すこととされた。但し旧徴兵令では簡条書作成と一般的に言及されていたのが、新徴兵令では「届書ノ審査ヲ為スニ方リ、徴兵令第二十八条第一項（戸主免役の条）、第三項（五〇歳以上の者の嗣子或は承祖の孫免役の条）及ヒ第四項但書（隠居後別家して特に定めた嗣子或は相続人ではないのかとの嫌疑項目の条）並ニ同令第二十九条第一項但書（分家、絶家再興、分家した女戸主への入婿等）ニ当ル戸主、嗣子、承祖ノ孫及ヒ相続人ハ一層綿密ニ審査スヘシ」と、しっかりと戸長に釘をさしている。

この戸長の提出書類は、旧徴兵令では一月三日迄に区長から府県庁へ差出し、府県庁は、徴兵連名簿・免役連名簿を作成して、一月二五日迄に陸軍省に提出、となっていた。他方、新徴兵令では、一月一日迄に戸長の提出書類をもとに郡区長は、徴集の部・国民軍以外免役・刑罰による除役等に区別した壮丁名簿を作成して、徴兵支署に差出すこととなった。府県宛ではない。ここが新徴兵令の最重要部分となる処である。

一月一日迄に開設すべしと定められた徴兵支署とは、後備軍使府県駐在官の徴兵事務官、使府県属官の使府県徴兵事務官、地方徴兵医員、地方長官の選んだ筆生によって構成される徴兵下検査機関である。この軍人が主導的な立場にある場において、終身除役・国民軍以外免役・平時免役・徴集猶豫の項目に該当するかどうか厳しく審査される。

この審査を経た後に、罪科による終身除役・国民軍以外免役・平時免役・一部の徴集猶豫をのぞいた者総てが府県各地に設けられる下検査所で地方徴兵医員による検査を受けることとなる。期間は一月一日より一月三日の間である。後備軍使府県駐在官の徴兵事務官・使府県徴兵事務官・郡区徴兵事務官（郡区長がこれに当る）が列坐して進行を監督する。

旧徴兵令では被徴兵者本人が記入した人別表を翌年二月一日より開設される徴兵署に提出する、となっていたが、新徴兵令では人別表は戸長が記入し、郡区長を介して一月一日より開設される徴兵支署に送られ、この人別表に基いて検査表が作成され、地方徴兵医員の検査結果が書き込まれていくのである。

この検査では特に終身除役の根拠となる廃疾と徴集猶豫の理由となる身長五尺未満の件が「最モ綿密ニ審査スヘシ」と指示されていた。廃疾申請の際添付された医師診断書も同時に審査され、下検査所が別の結論をもった場合には、徴兵署に報告することとされた。医師はいい加減な

診断書を、これ以降発行出来なくなる。

この下検査所では、後備軍の徴兵事務官と使府県徴兵事務官が一人一人を面前に呼出し、人別表の記載が間違いないかどうかを尋問し、その上で後備軍の徴兵事務官は、検査表に依り、人別表中の身長区画に各自の寸尺を筆生に記入させ、また廃疾・不具あるいは五尺未満の者については、終身除役・翌年廻し等必要事項を備考区画に書き込ませるのである。

徴兵検査への出頭回避は、以前から大きな問題になっていたが、下検査所においては、病気の場合は本人の家に赴いて診断するか、他の下検査所で検査するか、あるいは徴兵検査の時に出頭させるようにするか等、種々の方策を講じようとした。いずれにしろ被徴兵者は本検査の時には、いいのがれの口実をつくれなくなるのである。

出頭回避にとどまらず、徴兵忌避の動きに関しては更に厳しい規定が新徴兵令ではなされている。廃疾・不具がもし徴兵忌避によるものだと嫌疑ある者は、徴兵支署の意見書を添えて、開設される徴兵署に送られる、とされ、徴兵署で審査の上、猶疑いのかげられた者は地方裁判所に送付されることとなったのである。

下検査所での総ての業務が終了した後、徴兵支署では、除役名簿、免役名簿、翌年廻名簿、入営延期翌年廻名簿、懲罰のための先入兵名簿、徴集名簿を作成し、後備軍の徴兵事務官と使府県徴兵事務官がそれぞれに署名・押印することとされた。実質的な徴兵検査は、既にこの段階でなされてしまうのである。右に述べた諸簿冊は使府県庁を介し、一月二五日迄に所轄鎮台に提出される。

次の段階が徴兵署開設となる。旧徴兵令では、二月一日より開かれる徴兵署とそとの徴兵検査が徴兵業務の中核をなしていた。審査した上での代人料を支払った者への徴兵署免役の検印や免役者への徴兵署免役の検印業務があり、人別表を持参してきた被徴集者の一人一人か



らそれを受取って検査結果を記入することがあり、翌年廻しの者の決定等があった。続いて検査合格者の中から抽籤で常備兵と補充兵を選出する。そして徴兵署の最後の仕事として、人別明細連名籍を作成しなければならない。この鎮台への提出期限が四月一五日である。二ヶ月の間に徴兵業務の核心部分をやらなければならないのだから、多くの手落ちがあつて当然だろう。

新徴兵令では、徴兵署開設は二月一日、同署では人別表と検査表を使府県徴兵事務官より受領して点検をおこない、徴兵医官の検査の結果、合格者になつた者の検査表と人別表から、徴兵副使（陸軍尉官）は身長と職業に応じた兵種を一人一人について決めていくのである（旧徴兵令では抽籤により兵種を決定する）。また翌年廻しや除役・免役についての最後の決定はこの段階でおこなわれる。抽籤は従つて兵種ごとの常備兵・補充兵を決めるものとなつた。

この抽籤の際、懲罰のため、期限通り入営出来ないため翌年廻しとなつた者、徴兵忌避者及び定められた届出をしなかつた者に対しては、抽籤の枠に入れず、常備第一番以下の番号をつけられるのである。

徴兵使が最後に作成しなければならない書類が人別表を土台とした兵卒明細名簿並びに検査表を土台とした兵卒検査表であつた。これらをおふくむ徴兵関係書類は、五月一日迄に鎮台司令官から陸軍省に進達すること、とされた。新兵卒の入営は新旧徴兵令共に四月二〇日より五月一日の間と定められつつづけている。

新徴兵令の特質を検討し終る前に、同令公布以降の徴兵忌避を含む現実の動向を、千葉県を例にとつて若干見ておこう。

新徴兵令では五〇歳以上の者の養子のみが国民軍以外の兵役免除と定められたのを受け、一八七九（明治一二）年一二月九日、千葉県は、戸主年齢五〇歳未満の者の養子は、仮令幼い時貰うけた者といえども、徴集するものと考えていいのかと伺い出た。<sup>(87)</sup> 陸軍省は、それが新徴兵令

公布日の今年一〇月二六日以前に養嗣子となっている者は免役となると回答したが、同月二〇日に千葉県は、それならば、五〇歳未満の者で実子でなく、弟を以て継嗣と定め、其旨戸籍に登記している者は、一〇月二六日以前に係る分は免役となるのかと、再度伺っている。<sup>(88)</sup> 旧徴兵令では、養子は免役と単純素朴に明記されていたが、新徴兵令は国民軍以外免役の範囲を五〇歳以上の者の養子と制限したために出てきた疑問である。

この一二月二〇日、千葉県はあつた一つのことを質問していた。<sup>(89)</sup> それは、夫が死亡した後、子女がなかつたので、やむなく寡婦が戸主となつたが、この女戸主に入夫した者が直ちに戸主となつた場合は、国民軍以外免役となるのか、というものである。陸軍省は「免役二属セス」と回答しているが、女戸主への入婿・戸主化のケースは徴兵忌避の新たなケースとなるものである。

五〇歳以下の養嗣子が出来る場合には様々なケースがあり、一八八〇（明治一三）年六月一七日、千葉県は次のような例について伺っている。<sup>(90)</sup> つまり、本家の戸主は五〇歳未満で子女なく、疾病等の事故があり、隠居の上末家の長次男等を養嗣子とし、直ちに戸主になつた者は、国民軍以外免役の条項に該当するのか、というものである。陸軍省の回答は「平時免役」に該当する、であつた。

一八八一（明治一四）年一二月二日、千葉県は明治一五年徴兵検査に際し判断に迷つていて、左の諸点を伺い出た。<sup>(91)</sup>

① 徴兵年齢以後の嗣子・承祖の孫を、徴兵令改正以前（明治一二年一〇月二六日以前）に廃嫡し、同令改正後、実子孫を以て改めて定めた嗣子・承祖の孫は、父あるいは祖父の年齢五〇歳未満と雖も平時免役となるのか？

② 徴兵年齢以後の嗣子・承祖の孫を廃嫡し、その後出生した実子孫を以て改めて嗣子と定めた場合、この嗣子が徴兵適齢の節は、父の

年齢により、国民軍以外免役か平時免役になるのか？

③ 徴兵令改正以前、絶家を再興した者が相続人無く、改正以後、他家の子弟を貰受け養嗣子とした場合、養嗣子が徴兵適齢の節、養父の年齢が五〇歳以上ならば免役となるのか？

この伺いに対し陸軍省は、①は「伺之通」、②は「免役ニ属セス」、③は「伺之通」と指示している。

千葉県は同月二〇日、明治一五年徴兵検査に際し、あと一つの難問を伺い出ている<sup>92</sup>。それは次のようなケースである。即ち六〇歳以上の戸主と長男の二人家族だったが、長男は数年前他出、所在不明になっていた処、明治一二年三月に帰郷、自分は他家の養嗣子となり、その後戸主となつていと言つた、そのためやむ無く親戚協議の上、長男の籍を削ることを出願、聞届けられた、其後老父は他より養嗣子を迎えたが、この嗣子が一五年徴兵適齢者となつてい。これは免役条項に該当するの、かというものである。陸軍省の指示は、「戸籍ノ削除徴兵令改正前二係ルトキハ免役」となつているが、県の伺書には「戸籍上行違ヒニ出候ノミニテ、之カ徴兵規避ノ所為ニ無之儀ニ付、該嗣子ハ免役スヘキ儀ト相心得可然哉」との一句があるように、以前の養嗣子を廢嫡し、徴兵適齢期の者を改めて養嗣子にすることが、新徴兵令施行後、徴兵忌避の手段として盛んにおこなわれていたことが、裏がえしの形で知り得るのである。

このような伺いが千葉県も含め全国から寄せられ、陸軍省が一つ一つ回答をおこない、そしてその中で典型的なケースは、一八八〇年一月二日、徴兵事務条例追加改正（陸軍省布達第三号）の中で全国の徴兵業務担当者に示されることとなつた。

明治一二年改正徴兵令布告以降の徴兵忌避の特徴は、あまり気づかないことだが、一八八三（明治一六）年一月二八日公布の改正徴兵令によく述べられている。徴集猶豫に該当しない場合にはどういものがあるか第二二条で分類して述べているのである。主なものをここで示し

ておこう。

① 附籍戸主及び附籍戸主の嗣子或は承祖の孫  
② 疾病・不具でもなく重罪人でもないのに嗣子・承祖の孫若くは相続人を罷めて更に定めた嗣子・承祖の孫

③ 分家し又は絶家もしくは廃家を再興した戸主及びその戸主の嗣子或は承祖の孫

④ 戸主失跡して五ヶ年たたない者の跡をついだ戸主

⑤ 嗣子・承祖の孫失跡して五ヶ年たたない者の跡に定めた嗣子・承祖の孫

そして明治一六年徴兵令では、これまで複雑で徴兵忌避の手掛りとなつてきた免役条項を総て削除してしまう。それにかわつて疾病・不具による兵役免除（除役）者以外は、戸主、戸主年齢満六〇歳以上の者の嗣子或は承祖の孫のみが徴兵猶豫となつとし、また官立公立学校教員、官立学校本科生徒、留学生、身長未だ定尺に満たない者は、その理由の存在する間のみ徴集猶豫とするのである。ここでは、従来公立学校と同等と認定されて徴兵猶豫を受けていた私立学校は猶豫の特権が剥奪され、私立学校衰退のきっかけとなつた。このように、徴集忌避の途は基本的には閉ざされ、かわつて徴集忌避の神社仏閣への人々の祈願が強まつていくこととなるだろう。

### 3 明治一六年徴兵令に向けて

一八七九（明治一二）年改正徴兵令において、徴兵事務の中で「後備軍使府県駐在官」に中心的役割りを荷わせることを明記した以上、政府としては、後備軍の組織自体も、この徴兵業務を負つていことを明確にしなくてはならない。この結果、一八八一（明治一四）年三月十九日、後備軍司令部条例（陸軍省達甲第七号）が制定され、その第一条に「後備軍司令部ハ各師管管所所在ノ地ニ之ヲ置キ、徴兵調査及ヒ予備軍後備

軍一切ノ事務ヲ管理スル処トス、而シテ使府県ニ下士ヲ駐劄セシメ、該部ノ事務ヲ分掌セシム」と徴兵調査任務が第一だと述べられることとなるのである。そして第五条では「後備軍使府県駐在官ハ後備軍司令官ニ隷シ、常ニ使府県ニ駐劄シ、其使府県内徴兵調査及ヒ予備軍後備軍ノ事務ヲ担当ス」とその性格を明確にされた。

本条例には職員配置表が付されているが、第一軍管第二師管では、司令官（大尉）一・副官（中尉か少尉）一・書記（軍曹か伍長）三が佐倉に、千葉県に駐在官（曹長）一・書記一、茨城県に駐在官一・書記一、栃木県の内下野東部四郡に書記一が配置される、となっている。

ところが、一八八二（明治一五）年以降、政府は対外緊張に対応する軍備拡張路線をはっきりとすることとなり、徴兵事務体制も、この課題にこたえられるものにならなければならない。ここに一八八三（明治一六）年六月二六日、改正後備軍司令部条例（陸軍省達甲第二二二号）が制定されることになる。目的は郡区レヴェルの体制強化である。従来の府県駐在官の下に郡区駐在官のポストが新設されたのである。

第一軍管第二師管での定員を確認しておこう。司令官（少佐）一・副官（中尉か少尉）一・書記（軍曹か伍長）三が佐倉に、千葉県に県駐在官（尉官）一・県駐在書記（軍曹か伍長）一、茨城県に県駐在官一・県駐在書記一、栃木県の内下野東部四郡に県駐在官一・県駐在書記一が配置される。更に千葉県では郡駐在官（曹長か軍曹）三、茨城県では郡駐在官三、栃木県では郡駐在官一がそこにつけ加えられる。郡駐在所の位置は千葉県の場合、千葉・東金・木更津の三ヶ所、茨城県の場合、水戸・菅谷・谷田郡の三ヶ所、栃木県東部四郡の場合、県駐在所も郡駐在所も共に宇都宮の一ヶ所である。

この政府の動向に、陸軍省とともに内務省がきちんと対応する。一八八三（明治一六）年一月二三日、左の如き達（太政官達第二号）が府県に出されるのである。

陸海軍兵事ニ関スル事務取扱ノ為ノ、自今兵事課ヲ置キ、俸給トシテ年額金六百円増加候条、判任官適宜増員可給、此旨相達候事  
この兵事課の全国的設置は、その後郡区市町村の兵事係設置の前提となるものであった。

#### 4 明治一六年徴兵令の特徴

一八八三（明治一六）年二月二八日公布の改正徴兵令は、国際緊張に際し、海外派兵と海外戦争をおこない得る帝国軍隊を創り出すためのものであった。それは、明治一二年徴兵令が明治六年徴兵令の枠組みを前提としての手直しだったのに対し、後備軍司令部組織を徴兵業務の根軸に据えた首尾一貫した構成をとるものとなっていた。2 明治一二年徴兵令の特徴の叙述と同一の時系列的な整理をしながら、明治一六年徴兵令（太政官布達第一八号）も併せ検討していくこととする。

まず一月より二月迄に満二〇歳となる徴兵適齢者がいる旨をその家の戸主は九月一日より一日迄に戸長に届出なければならない。その際戸主が終身除役か徴集猶豫を出願する場合には、医師の診断書・刑名宣告書写・辞令書・学校長証明書・卒業証書写などを添付し、また出願理由を説明する詳細な事由書が求められる。更に明治一二年徴兵令と異り、戸主年齢満六〇歳以上の者の嗣子或は承祖の孫、または戸主の理由を以て徴集猶豫を出願する際は戸籍の写が必要条件とされた。戸籍記載に戸長の恣意が入らないような戸籍作成システムを成立させることが、この場合求められてくるだろう。また民衆の圧力・要請に左右されないため、民選戸長から官選戸長に変えられるのが一八八四（明治一七）年五月のことである。

戸主の届出をうけた戸長は、徴兵相当者の事由書・証書等を審査し、終身除役・徴集猶豫の者と徴兵検査をうけるものを区別し、九月二五日

迄に郡区長に書類を差出すこととされた。また戸長は一人一人の別表を作成し郡区長に差出すのだが、明治一二年徴兵令と異り、その備考欄に戸長は刑罰の有無とその内容、本人の家の財産、地租納入高等を記入することとされた。身上調書の出発である。近衛兵はこの時から徴兵検査の際に選抜されることとなったのも、この記載が必要となった一因と思われる。それ以前は近衛兵は各地の訓練された兵卒の中より選抜されていたのだから必要はなかったのである。

郡区長は戸長より提出された書類をもとに、徴集の部・徴集猶豫の部・除役の部等に区別した壮丁名簿を作成し、一〇月一五日迄に後備軍司令部郡区駐在官に送致することとなった。郡区駐在官は壮丁名簿を精査し、訂正加書した後、名簿巻末に署名押印し郡区長に返付、郡区長は返付された名簿に各自の届書・人別表その他書類を添えて、一〇月二五日迄に府県庁に差出すこととされた。

府県庁は一月一日より徴兵署を開設することとなった。明治一二年徴兵令の徴兵支署や徴兵下検査所の開設という過程は全く必要がなくなり、六年と一二年の徴兵令とも開設は翌年二月とされていた徴兵署が三ヶ月前に開くことが出来ることとなったのである。後備軍司令部府県駐在官、医官、府県兵事課長、地方医員及び筆生がここで徴兵検査の準備をするが、府県は徴兵署に点検した後の各自届書・人別表其他諸書類を送致することとなっている。

府県駐在官は府県兵事課長と商議し徴兵検査所と巡回日割を決定、また兵事課長は人別表に基き検査表を筆生に作成させ、検査所に備えさせることとされた。

徴兵検査所に出頭しない者がある時は、戸主または親族が郡区長を経て検査所に届出なければならない。逃亡失跡の場合には事由書に戸長の実書と証印、憲兵部又は警察署の承認が必要であり、疾病の者は医師の診断書、処刑中の者は刑名宣告書写が求められている。但し起居自由な

らざる疾患の者については、その家に就いて検査するか、他の検査所に出頭させるかは、府県駐在官と府県兵事課長の商議事項とされた。

徴兵検査は一月一〇日より始る。身体検査は府県駐在官と府県兵事課長の面前にておこなわれる。この時郡区駐在官と郡区長も列席し、郡区駐在官が壮丁の呼出し担当となる。

身体検査の終るごとに府県駐在官は府県兵事課長と共に、人別表に拠り本人に対し記載に相違がないかどうかを尋問する。また人別表調査の後、府県駐在官は検査表に依り、人別表中の身長区画に各自の寸尺を筆生に記入させ、また疾病・欠損又は四尺九寸未満の者については、徴集猶豫・除役等の必要事項を備考区画に書き込ませるのである。

身体検査が終る毎に、府県駐在官は府県兵事課長と共に合格又は不合格、あるいは徴集猶豫等の旨を壮丁名簿の各自姓名の頭に記註することとされた。

府県駐在官は医官と相談の上、近衛兵に適當と判断した者に関し、人別者備考区画に、「近衛何兵適當」の文字を記註することとなっている。また府県駐在官は合格者の人別表・検査表をふまえ、各人の兵種を決定する任務を有していた。この兵種区分が終了したならば、府県駐在官は府県兵事課長と共に壮丁名簿、人別表、検査表其他総ての書類を取纏め、巡回の後備軍司令官に提出することとされた。

この後、抽籤で現役兵、補充兵を決めるが、総てが終了した上で、徴兵署で作成するのが総計一三の名簿である。即ち①除役名簿、②徴集猶豫名簿、③先入兵不参名簿、④入営延期不参名簿、⑤一年志願兵名簿、⑥近衛現役兵名簿、⑦鎮台現役兵名簿、⑧海軍現役兵名簿、⑨近衛補充員名簿、⑩鎮台補充員名簿、⑪海軍補充員名簿、⑫現役兵検査名簿、⑬補充員検査名簿の一三名簿である。諸名簿が陸軍省に送致される期限は五月一日である。そして新兵の入営は四月二〇日より五月二〇日の間とされた。

なお、徴兵適齢者等の諸届出をしない者、検査時日にその場に出頭しない者は三円以上三〇円以下の罰金が課せられ、また兵役逃れの逃亡・身体毀傷・疾病作為等をおこなった者は一月以上一年以下の重禁錮に処せられ、三円以上三〇円以下の罰金が附加されることとなった。明治一二年徴兵令では、この種の行為には「常律」を以て処分するだけ述べられていたものである。

先に述べたように、徴兵業務の正確な遂行のためにも、戸籍記載の画一化、統一化は不可避となってきた。

まず一八八六（明治一九）年九月二八日、出生死去出入寄留等届出方（内務省令第一九号）が定められた。出生死亡廃戸主廃嫡改名復姓寄留等の戸籍の根幹にかかわる届出の期限が本省令によって定められる。

次に翌一〇月一六日、戸籍取扱手続（内務省令第二二号）が制定され、用紙を始め戸籍作成の実務が明確化された。本令の細則的性格を持ったものが、同月同日示された戸籍登記書式（内務省訓令第二〇号）である。ここでは加籍・除籍・管内異動に関する全書式が示されている。加籍の内他府県より入籍の部の細目は、①結婚入籍、②縁女人入籍、③養子女入籍、④相続人入籍、⑤携帯者入籍、⑥親族入籍、⑦私生子引受、⑧棄児引取、⑨棄児引受替入籍、⑩離婚復籍、⑪養子女離縁復籍、⑫相続人離縁復籍、⑬分家入籍、⑭分家者復帰入籍、⑮附籍者入籍、⑯附籍者別立入籍、⑰絶家再興入籍、⑱転住入籍の一八書式がここにある。そして戸籍副本は郡役所が保持することとされている。戸長の恣意は介入する余地は無くなって来るのである。

## 5 佐倉連隊区司令部の成立

一八八五（明治一八）年五月一八日に定められた改正鎮台条例（太政官達第二二号）までは、形式的には、鎮台は「管内ノ静謐」を保護し、「管内草賊ノ警」に対処することを第一の目的に掲げ、外国とかかわる

問題には、「天皇宣戦ノ権ニ係ルヲ以テ漫リニ一卒ヲモ動カスヲ許サス、但事火急ニシテ之ニ応セサルヲ得サル時ハ守勢ノ戦備ヲ取り状ヲ具シテ急速監軍ニ申報ス可シ」と抑制的な立場を表明していた。この対外守勢から海外派兵と海外での戦争を目的とした軍体制を確立するには、鎮台制から師団制への転換が不可避であった。

一八八八（明治二一）年五月一二日に公布された師団司令部条例（勅令第二七号）では、その第二条に「師団長ハ師管内軍隊ノ出師準備ヲ整理シ又徴兵ノ事ヲ統轄ス」と海外出兵を念頭においた師団長の任務規定をおこない、第三条で「地方ノ静謐」維持のための兵力出動を別建てで明記している。

この師団司令部条例の制定と連動して、同日付で旅団司令部条例（勅令第二八〇号）と大隊区司令部条例（勅令第二九号）が定められた。我々の問題となる後者は従来の後備軍司令部条例の本格的な改正であり、名称は実態に即し、後備軍から大隊区（二大隊区からの徴兵により一連隊を組織する）に変更し、その任務も第二条において、「大隊区司令官ハ旅団長（二連隊で一旅団を組織する）ニ隸シ、其大隊区内徴兵事務及召集事務ヲ掌ル」と定め、徴兵事務と召集事務を前面に押し出し、次の第三条で「大隊区司令官ハ大隊区内ニ現在スル予備後備ノ将校及相当官ノ身上異動其他願届ニ関スル事ヲ掌ル」と一般社会の中で生活している予備役後備役の将校下士官卒を掌握する任務をうたったのである。軍隊社会と一般社会との接点・境界領域に位置する徴兵・予備役・後備役全体を整合的に扱う体制が明治初年以降の試行錯誤の中でようやくここに成立した。翌年九月二〇日に制定された大隊区司令部服務規則（陸軍省達第一三三三号）の第一条に「大隊区司令部ノ事務ハ軍隊及地方ニ直接ノ関係ヲ有スルヲ以テ、司令官ハ常ニ彼此ノ事情ヲ詳ニシ、法律命令ノ範圍内ニ於テ其行務ヲ考按計画」する責任があると明言されている通りである。任務は重大である。佐倉歩兵第二連隊に関しては、大隊区司令部

は佐倉と水戸に置かれた。なお、第一連隊は麻布と横浜、第一五連隊は高崎と長野、第三連隊は本郷と宇都宮に、それぞれ大隊区司令官が設置された。

大隊区は二乃至四ヶの監視区に分けられ、監視区長(曹長)は監視区内に駐在して、予備後備の下士卒を監視し、身上異動其他願届に関する事を取扱うこと、とされた。

大隊区職員は、中佐か少佐の司令官一・大尉か中尉の副官一・書記(下士)五・監視区長(曹長)二乃至四、従って最低九名、最大一一名の職員ということとなる。なお、この定員は一八九〇(明治二三)年一月一日公布の陸軍定員令(勅令第二六七号)によって、司令官(中佐か少佐)一・副官(大尉か中尉)一・下士二〇の総計一二名の定員が各大隊区に宛てられることとなる。

右に見た師団制陸軍を確立するため、一八九九(明治三二)年一月二日に法律第一号を以て徴兵令が公布される。明治一六年徴兵令でも戸主や戸主年齢満六〇歳以上の者の嗣子或は承祖の孫だけは徴集猶豫とされていたが、それも消滅し、残ったのは徴兵官の裁量に委ねられた形の徴集延期(徴集されると家族が自活出来なくなる程の極困窮者など)が在校生の満二六歳迄の徴集猶豫だけになってしまった。

但し、このことを除役・免役の完全否定とだけ結論づけるのは一面的であろう。郡区長制の定着、府県兵事課のポストの確立、戸籍制度の整備等のシステムが徴兵業務の試行錯誤の過程で実現し、戸主に戸籍写を提出させなくともよくなった段階で、除役・免役の申請を審査して結論を出すよりは、徴兵担当者相互間の協議による裁量権を発動した方が、事務手続上合理的なものになってきたためだと筆者は考えている。そして選挙による郡市徴兵委員が判定に意見を反映させる制度を徴兵令の中に組みこむことによって、社会上層部の意向をも徴兵業務の中に組み込もうとするのである。

徴兵業務の上では、それ迄の九月始動より翌年四月入営という流れが、一月始動、一二月入営というサイクルに変ったことが最大の変化である。大隊区司令部が主導的役割りを果たしながら業務を遂行する基本的枠組みは、明治一六年徴兵令と同一のものが、更に整理、合理化されているので、その大筋を時系列的に追ってみよう。なお、徴兵令公布直後の二月二五日に制定された徴兵事務条例施行細則(陸軍省令第一号)も、この際利用していく。

まず、一月より一二月迄に満二〇歳となる徴兵適齢者を有する戸主は一月中に市町村長にその旨を書面を以て届出なければならぬ。在校中の理由で徴集猶豫を出願する者は学校長の証明書が必要となる。

町村長は戸主の届書を戸籍簿に照らして壮丁名簿(これまで人別表とよばれていたもの)を作り、三月一日迄に郡長に差出し、郡長は点検の後、大隊区徴兵署(郡市毎に置かれる)に提出する。

この壮丁名簿の備考欄には、明治一六年徴兵令の人別表と同様、犯罪の有無と量刑、家屋等の財産高、地租納入高などが記入されることとなっている。

兵役の適否を定めるため、一郡一市毎に設けられる大隊区徴兵署、または郡市内の数ヶ所におかれる徴兵検査所において壮丁の身体検査がおこなわれる。大隊区徴兵官は大隊区司令官と郡市長である。その際選挙で選ばれた郡市徴兵委員が臨席する。同委員は徴集延期、徴集猶豫、徴兵忌避の嫌疑について審議し、徴兵官に意見を具申することが出来る。大隊区司令官は身体検査を監督し兵種の選定に当り、郡市長は徴集延期、徴集猶豫に関する書類を調査する。

壮丁の身体検査終了後、大隊区徴兵官は協議、決定の上、徴兵検査名簿、徴集延期名簿、徴兵猶豫名簿を作成する。

身体検査に合格した壮丁に対しては、徴集順序を定めるため、旅管内

府県毎に設けられる旅管徴兵署で抽籤をおこなう。

抽籤終了後、旅团长と府県書記官からなる旅管徴兵官は新兵徴募の処分をなし、また大隊区徴兵官より提出される書類に就き終決の処分をおこない、新兵名簿、予備徴員（現役兵員に超過する壮丁を指す）名簿、免役名簿、国民兵編入名簿を作成する。

なお届出しなかった者、身体検査を受けなかった者、徴兵忌避逃亡と身体毀損については、明治一六年徴兵令と同じ罰則が定められている。

大隊区司令部の業務の優秀さは、徴兵業務のみならず、予備役・後備役の動員に関しても、日清戦争の際の充員業務によっても立証された。というより、このような体制をつくりあげていたことが、日清戦争を決意させ、勝利させた奥底にある前提条件なのである。この時期になると、大隊区司令部と府県は呼吸を合せて戦争遂行のために全力を尽すのであった。

一八九六（明治二九）年三月二五日、大隊区司令部条例が廃止され、連隊区司令部条例（勅令第五六号）が公布された。司令官は佐官をあてるとされ、大佐も含むこととなった。発足当初の大尉とは大違いであり、大佐となると連隊長と同格である。連隊区司令部はそれだけの重要性を担わせられていたのである。また軍医が職員の中に入ってきた。徴兵、志願兵、諸生徒志願者の身体検査のためである。他方、以前に存在した監視区と監視区長の名称は消えた。郡市役所が十分その機能を果すようになったためだと思われる。

大隊区司令部から連隊区司令部に変わった理由は日清戦争後軍拡による陸軍の増大であった。近衛連隊を除き六師団一二旅団二四連隊であったのが、一挙に一二師団編成となった。近衛も入れ五二連隊に増大した連隊の合理的統括のため、従来師管・旅管（旅団司令部管轄）・大隊区の順序だったのを、旅管を廃止し、その区域を直ちに師管としたため、大隊区司令部が連隊区司令部となったのである。旅団司令部条例の内徴兵

及び召集事務の項目は総て削除され、旅团长はこの種の業務に一切かわらないこととなった。

この新体制を示す陸軍管区表（勅令第二四号）が示されたのが一八九六（明治二九）年三月一六日、施行が四月一日、連隊区司令部条例の施行日も、この四月一日なのである。

## おわりに

佐倉連隊区司令部の成立とともに異変がおこった。佐倉連隊区は本郷・宇都宮・水戸の各連隊区とならんで近衛師管に編入され、佐倉には近衛歩兵第四連隊が移動、千葉県からは近衛兵が徴兵されることになったのである。それまでは全国の各大隊区司令部において近衛兵を割当人数分だけ選び出していたのだが、これ以降は、関東の地より近衛兵を徴集することとなる。かわって歩兵第二連隊と旅団司令部は東京に移った。しかしながら、この方法はあまりに欠陥が多かったようで、早くも一八九九（明治三二）年三月一五日、もとおりの徴集区域に戻す旨の勅令第五三号が出され、歩兵第二連隊は佐倉の地に戻ってきた。ただし旅団司令部は東京にとどまったままである。

次に佐倉連隊に変化がおこるのは、日露戦後軍拡の過程であった。一九〇八（明治四一）年九月、歩兵第二連隊は第一四師団隷下となり、歩兵第二七旅団に編入され、翌年三月水戸に移転した。その徴兵区域は茨城県全域であり、徴兵業務は水戸連隊区司令部が担当する。かわりに一九〇九（明治四二）年三月、佐倉の兵営に入るのが、一九〇五（明治三八）年七月、青森で編成された歩兵第五七連隊であった。その後一九〇八（明治四一）年一〇月、第一師団隷下となり、つづいて佐倉移転となるのである。その徴兵区域は千葉県全域のみとなり、徴兵業務は佐倉連隊区司令部がひきつづき担当する。ここに歩兵第五七連隊は千葉県だけ

の郷土部隊となるのである。

連隊区司令部の任務には、一九一〇（明治四三）年一月以降は、この月に発足した帝國在郷軍人会の指導と統轄の任務が加わることとなり、更に昭和期に入ると、軍部の政治化に伴い、軍事意識の高揚、時局意識の強化という政治課題の遂行という任務がつけ加わってくる。その府県での原動力（在郷軍人会の動員も含め）が、この各府県の連隊区司令部となるのである。なお佐倉連隊区司令部は、一九三〇年千葉連隊区司令部と改称、所在地は千葉に移動する。いずれにしろ、軍隊と一般社会（軍隊用語では「地方」）の接点におかれた徴兵及び予備役後備役掌握機関の性格と活動は、帝國陸軍の歴史を考えようとする限り、視野の外に放置することの出来ない大事なテーマであることは、留意して然るべきことなのである。

註

- (1) 「陸軍省日誌」、明治五年第二〇号
- (2) 同右、明治五年第二三号
- (3) 同右、明治五年第二一号
- (4) 同右、明治六年第九号
- (5) 同右、明治六年第五七号
- (6) 同右、明治六年第一号
- (7) 同右、明治六年第一四号
- (8) 同右、明治六年第四号
- (9) 同右、明治六年第一二二号
- (10) 同右、明治六年第五号
- (11) 同右、明治六年第一七号
- (12) 同右、明治六年第三五号
- (13) 同右、明治六年第二二二号
- (14) 同右、明治六年第五七号
- (15) 同右、明治七年第一二二号
- (16) 同右、明治七年第一六号
- (17) 同右、明治七年第二八号

- (18) 同右、明治七年第五〇号
- (19) 水戸歩兵第二連隊史刊行会編『水戸歩兵第二連隊史』、(一九八八年刊) 四頁
- (20) 同右、四頁
- (21) 「陸軍省日誌」、明治七年第一八号
- (22) 同右、明治七年第六五号
- (23) 同右、明治七年第六六号
- (24) 同右、明治七年第六七号
- (25) 同右、明治七年第六三三号
- (26) 同右、明治七年第六三三三号
- (27) 同右、明治七年第六四四号
- (28) 同右、明治七年第六五五号
- (29) 同右、明治七年第七〇号
- (30) 同右、明治七年第七三三三号
- (31) 同右、明治八年第四六六号
- (32) 同右、明治七年第七〇号
- (33) 同右、明治七年第七三三三号
- (34) 同右、明治七年第七九号
- (35) 同右、明治七年第八〇号
- (36) 同右、明治八年第八号
- (37) 同右、明治七年第九一号
- (38) 同右、明治八年第八号
- (39) 同右、明治七年第一〇〇号
- (40) 前掲『第二連隊史』、五頁
- (41) 同右、六頁
- (42) 同右、四頁
- (43) 「陸軍省日誌」、明治九年第三一号
- (44) 同右、明治九年第五五号
- (45) 同右、明治一〇年第六号
- (46) 同右、明治一〇年第八号
- (47) 佐倉の郷土部隊刊行委員会発行『房総健児の記録』(二〇〇五年刊) 二二三頁。  
以下第二連隊各大隊各中隊の征西軍への編入の経緯は主として本書による。
- (48) 「陸軍省日誌」、明治一〇年第八号
- (49) 同右、明治一〇年第八号
- (50) 修史局編纂『補正明治史要附録表』(二八八六年刊) 一七二―三頁
- (51) 「陸軍省日誌」、明治一〇年第八号
- (52) 同右、明治一〇年第九号



- (53) 同右、明治一〇年第一〇号  
 (54) 同右、明治一〇年第一一号  
 (55) 同右、明治一〇年第一五号  
 (56) 同右、明治一〇年第一四号  
 (57) 同右、明治一〇年第一七号  
 (58) 前掲「第二連隊史」、一三頁  
 (59) 『法令全書』所収の諸法令を用いて分析する場合は、各法令の年月日と法令番号を示し、『法令全書』の巻冊次と頁数は示すことをしない。  
 (60) 前掲「第二連隊史」、六頁  
 (61) 「陸軍省日誌」、明治六年第五号  
 (62) 同右、明治六年第七号  
 (63) 同右、明治六年第一二号  
 (64) 同右、明治六年第五三三号  
 (65) 同右、明治六年第一七号  
 (66) 同右、明治六年第二六号  
 (67) 同右、明治六年第五五号  
 (68) 同右、明治七年第四五号  
 (69) 国立歴史民俗博物館編『佐倉城跡発掘調査報告』第一分冊(二〇〇四年三月刊行)所収塚本学「城から兵舎へ」に兵舎建設に関する分析がある。  
 (70) 以下の詳細な移転・建設・造成に係る史料は総て「太政類典」第二編第二二二卷(兵制一、鎮台及諸庁制置)所収史料に依る。  
 (71) 「陸軍省日誌」、明治九年第三一号  
 (72) 同右、明治九年第三四号  
 (73) 同右、明治九年第一一号  
 (74) 同右、明治九年第一三三号  
 (75) 「軍医団雑誌」第二八九号(昭和一二二年六月号)九五五頁に「佐倉陸軍病院創設六四周年記念式典並昭和一二年度患者慰安会」の記事があり、同病院の略史がのせられている。  
 (76) 「陸軍省日誌」、明治九年第二二二号  
 (77) 同右、明治九年第五三三号  
 (78) 同右、明治一〇年第二二七号  
 (79) 同右、明治九年第二七号  
 (80) 同右、明治九年第二八号  
 (81) 同右、明治九年第三六号  
 (82) 同右、明治一二二年第六号  
 (83) 同右、明治一一年第五号

- (84) 同右、明治一二二年第四号  
 (85) 同右、明治一二二年第四号  
 (86) 同右、明治九年第三五号  
 (87) 同右、明治一二二年第三七号  
 (88) 同右、明治一二二年第四〇号  
 (89) 同右、明治一二二年第四〇号  
 (90) 同右、明治一三年第三〇号  
 (91) 同右、明治一五年第一号  
 (92) 同右、明治一五年第一号

(二〇〇五年五月一三日受理、二〇〇五年七月一五日審査終了)

(前国立歴史民俗博物館長)

## The Process of the Formation of the Second Sakura Infantry Regiment

MIYACHI Masato

Empirical basic data based on authentic historical sources are of primary importance for the exhibition “The Sakura Regiment in Wartime Japan” scheduled for July and August 2006. Since various types of materials exist covering the time from the Manchurian Incident through to Japan’s defeat in 1945, there is an abundance of historical sources that form a basis for such data. However, with regard to the period before the Sino-Japanese War of 1894 – 95, among the histories of that time it is only the “History of the Second Mito Regiment” edited by a former military personnel in 1988 that provides some clues about the Sakura Regiment. Consequently, it is necessary to once again verify this history using primary sources, especially “Ministry of War Logbooks.” There is also a need to explain how, while the Sakura Regiment was being formed, the Sakura (Chiba) Regiment Headquarters controlled conscripted soldiers, local veterans’ associations and reserves during the Showa period.

This paper clarifies the following three points concerning the critical issues outlined above. First, it elucidates the actual process of the assembly of the three battalions at the Sakura barracks in June 1884 as a result of national conscription that had been introduced in 1873. It demonstrates the direct impact that the dispatch of soldiers to Taiwan in 1874, the Seinan War of 1877 and policies for military expansion with the objective of the overseas deployment of troops in 1882 and 1883 had on the formation of the Second Regiment. It also demonstrates that soldiers born in 1849 through 1851 who were provisionally conscripted in August 1874 became conscripts the following year and were sent to the Seinan War in 1877. In addition, this paper shows that the transfer of the Second Battalion from Utsunomiya to Sakura in 1884 occurred at a time of military expansion throughout the country.

Second, with regard to constraints on the formation of conscripted regiments associated with the creation of sites for regimental training, this paper brings to light the correlation between the time of completion of buildings for the First Battalion, Third Battalion and regimental headquarters and the creation of a shooting range and the mandatory removal of the houses of former warriors.

Third, in the beginning conscription was carried out with the cooperation of village and town officials and offices. However, in 1878 and 1879 an initial plan was broken down and a conscription control organization, which had not originally been envisioned, began to make a contribution. This paper also describes the systematic completion of the regimental headquarters in the decade after 1887 within the context of the formation of the Sakura Regiment.

---